

行政常任委員会会議録

平成 29 年 1 月 23 日（月曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委員会室

◎日程

1 教育委員会

- (1) ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について
- (2) 夕張市清水沢プール設置条例の一部改正について
- (3) 夕張市平和運動公園施設設置条例の一部改正について

2 市民課

- (1) 後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りによる過大・過少徴収について

3 まちづくり企画室

- (1) 夕張市特定財産の売却について
-

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 8 名であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事のほか、説明員として、教育長、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、市民課、まち

づくり企画室の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【教育委員会】

1. ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について
2. 夕張市清水沢プール設置条例の一部改正について
3. 夕張市平和運動公園施設設置条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。その前に、昨年の第4回定例市議会で教育長に選任同意され、12月26日付で新たに教育長に就任されました。今教育長より挨拶したい旨の申し出があり、これを受けてまいります。

(今教育長)

一言、ご挨拶を申し上げます。過日、議員の皆様方のご同意を得て、今、委員長からご報告があったとおり、12月26日から教育委員会のほうに配属をさせていただいております。これまでの教育行政の成果と課題、これをしっかりと把握をしながら、全ては市民のためということを念頭に置きながら、教育行政に携わってまいりたいと思っております。今後、ますます議員の皆様方から、ご指導、ご助言、ご鞭撻等賜りますことを心からお願い申し上げます。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

(大山委員長)

それでは、これより報告を受けてまいります。

(今教育長)

この後につきましては、教育課長より報告をさせていただきます。

(教育課長)

それでは、ゆうばり文化スポーツセンター等の設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正及び夕張市清水沢プール設置条例の一部改正並びに夕張市平和運動公園施設設置条例の一部改正について、改正内容及び目的が関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

皆様ご承知のとおり、夕張市にはゆうばり文化スポーツセンターや平和運動公園内にサッカー場、野球場、陸上競技場など道内有数の体育施設を保有しており、宿泊施設も充実していることから、毎年、道内外からたくさんの方々が合宿等で利用していただいております。

これまで夕張市で運営しておりました市内体育施設の運営を、これまで以上に効率的かつ効果的な施設管理を促進するとともに、住民サービスのさらなる向上を図ることを目的として、指定管理者制度を活用しようとするものであります。指定管理者制度導入のための各条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、資料 1 から 3 に記載のとおりであります。主なものとしましては、指定管理者による管理運営が行うことができるよう条項の追加、使用料を指定管理者が収受できる利用料金制に関する条項の追加などがございます。

今後のスケジュールでございますが、次回開催の議会に条例改正について上程し、議決をいただけた際には、夕張市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則第 5 条第 1 項第 6 号により、公募によらない方法により 2 月下旬をめどに選考委員会を開催し、指定管理者候補を選定する予定でございます。最終的には 3 月に開催されず、第 1 回定例市議会に上程する予定でございます。指定管理者による事業開始は、4 月を目途に現在取り進めているところでございます。

2 ページ以降の資料 1 から 3 は、各条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご確認願います。

ゆうばり文化スポーツセンター等 3 施設に係る設置条例の一部改正についての説明は、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

これら 3 施設の現在の経費と収益の収支状況というのは、どのような形になっているのでしょうか。

(教育課長)

申しわけございません。今、すぐ詳細な数字等を持ちございませんので、後ほど提出ということでもよろしいでしょうか。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

平成 28 年に、この 3 施設とかで合宿に来た団体等の数がわかれば教えてほしいのと、もう 1 点、これ公募によらない方法でやると言っているのですけれども、公募を取らない、なぜなのかその辺のことがわかれば教えてください。

(教育課長)

28 年度の団体数の来場数といいますか、実績について申しわけございません。今、手持ちございませんので、後ほど資料として提出させていただきたいと思います。

それと、公募によらない指定管理ということにつきましては、昨年 12 月に公の施設に関する指定管理規則の条例等の改正が行われましたが、まず条例の第 5 条で、その他、市長が特に必要があると認めるときという条項と、施行規則の第 5 条第 6 号、その他特定のことを指名することが明らかに効果的、効率的又は適切もしくは真にやむを得ないと認められる場合という条項がございます。夕張市の文化スポーツセンターと体育施設につきましては、今現在、市内で体育施設、体育関係の事業を精力的に実施している事業団体がございますので、そこを指定という形で現在予定しております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

この分について、文化スポーツセンター、指定管理によるものという部分で、その中に利用料金制、その分で指定管理者のインセンティブ何なりサービスの売り上げ向上、利用増が含まれるという部分なのですけれども、この部分について当然今までの部分と、これから制度を改正して、こういう形で指定管理部分でやりたいと、これから公募によらない方式でという部分なのだけれども、この利用増につながる部分というのは、これからサービスの部分とかで、どの部分がそういうところにつながっていくのか、もうちょっと説明いただければと思います。

(教育課長)

今まで、夕張市内で指定管理者制度を導入して指定管理してきた施設は、全て利用料といいますか、使用料で管理運営を全て賄っていただきたいということで、市から事実上お金は一切出していない状況でございましたが、この文化スポーツセンター等の 3 施設につきましては、施設の維持管理にかかわる経費を全て歳出の総額と算定して、さらに歳入の部分につきましては、過去 5 年間の 3 施設の収入のおおむね平均値を取って、係る経費、歳出から

歳入分を差し引いた残りの分を委託料として、施設に支払うという形をとりたいというふうに考えております。

そこで歳入につきましてもいろいろな状況も踏まえて、余り過大に見ないような形にしたいというふうに考えていることと、委託事業者が独自のイベント事業等で入館者数、利用料の増があった場合は、施設の努力ということとで自己財源として、今後、自立していくための保有財産としてさらなる事業展開、または人員確保等々に活用していただいて、さらなるサービスの向上を目指していただきたいというところの考えから、このような制度設計を今、検討しているところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高間委員)

今、指定管理となると、今、文化スポーツセンターにいらっしゃる職員の方というか、このまま市からの出向ということになるのか、どういう処遇というか、なるのか、ちょっとお聞きします。

(教育課長)

今、文化スポーツセンターには1名のプロパー職員、そのほかに1名の臨時職員、1名の嘱託職員、そのほかに平和運動公園で臨時職員2名雇用しております。プロパー職員につきましては、本庁舎のほうに引き上げていただくという形をとっております。臨時職員の3名と嘱託職員につきましては、本人の意向があれば継続して指定管理事業者のほうで雇用していただくという形を今現在、制度設計しているところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今、嘱託や臨時で働いている方たちに、希望があれば今後ということだったのですけれども、全部で4人ですね、そういったような形の賃金を払うだけ、今までどおり以上の賃金が払えるだけの収入を見込んでいるという考えでいいのでしょうか。

(教育課長)

先ほどご説明させていただきました、各3施設の歳出にかかわる部分の中に、それぞれの臨時職員、嘱託職員さんの人件費も含めて計算しております

ので、基本的には市で算出している臨時職員さんの人件費分3名分プラス嘱託職員、ただ、指定管理になりますと嘱託職員という肩書きがございませんので、その方については臨時職員という形で、計臨時職員4名で積算して委託費の中に算入して計算しているところがございますので、本人が希望すれば最低限、同条件で継続して雇用していただけるということでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(君島委員)

この三つの施設なのですが、これは、ここに指定管理者を決めるということなのか、その三つにまとめたところで指定管理者を決めるということ、どのように考えているのかをお知らせください。

(教育課長)

今現在は、1事業者にも3施設ともに、指定管理したいというふうに考えているところがございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにもございませんか。

(熊谷委員)

他の指定管理制度を導入しているさまざまな施設でよく問題になるのは、建物の補修ですよ、について費用負担を市とどういう割合にするのか、その辺はどのようにお考えですか。

(教育課長)

熊谷委員ご指摘のとおり、今までの協定書の中で大規模修繕については市が、小規模なものについては指定管理者がというような表現がされておりましたが、今後につきましては、これまでのさまざまな問題等も含めて、大規模・小規模というようなあいまいな表現ではなく、金額で設定したいというふうに考えています。例えば、10万円ですとか、20万円以上のものについては市がですとか、ただ、その金額の設定についてはまだ内部、それと指定事業者と協議の上、線引きをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにもございませんか。

(教育課長)

申しわけございません。先ほどの今川委員と千葉委員のご質問にお答えします。

大会・合宿等の数でございますが、申しわけございません。文化スポーツ

センターベースでございますが、53 団体が活用していただいているというところでございます。

それと、支出と収入でございますが、3 施設で、支出でおおむね 3,000 万円、収入で 570 万円程度で、今、28 年度ベースでいくと、そのような状況でございます。

以上でございます。

(大山委員長)

今川委員、千葉委員、よろしいですか。

(今川委員)

ありがとうございます。最初は、委託料を決めるときにこの差額、平均の差額を参考に出すという話でしたけれども、支出が 3,000 万円、収入が 570 万円と、結構な赤字施設という形なのかなと思いますけれども、これをもし委託料見込みだとか補正額とか、現在でおわかりであれば具体的にお願いします。

(教育課長)

支出見込みにつきましては、おおむね 3,000 万円から 3,200 万円程度で、収入見込みについてですが、28 年度ベースで 570 万円と、おおむね 570 万円程度と見込んでおりますが、現在、来年度と市内各宿泊施設の事業者がまだ決定していないことから、来年度の団体等の宿泊が予約できない状況にあるということから、来年その団体が実際に来ていただけるかどうかというところが、非常に今、見込めない状況にありますので、29 年度に基本的には限ってですが、収入見込みを約 570 万円から 400 万円程度まで下げて見込んで、最終的な委託料については約 2,800 万円程度を今現在、見込んでいるところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【市民課】

1. 後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りによる過大・過小徴収について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課より、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りによる過大・過小徴収についての報告をいたします。

資料1をごらんください。経過及び概要ですが、平成28年12月27日、昨年の暮れに厚生労働省より、平成20年の後期高齢者医療制度発足以来、保険料計算システムの設定に誤りがあり、青色申告を行っている被保険者のうち一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定の一部に誤りがあったという発表がありました。

こちら対象となる方は、次の1、2、3のいずれの条件をも満たす被保険者になります。世帯主、ご本人またはご本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、または年金収入(65歳以上の者の課税対象となる年金に限る)が120万円を超える青色申告者である。②ご本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に協会けんぽなど、被用者保険の被扶養者でなかった。③所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となるという、いずれの条件をもクリアする保険者でございます。

今後のスケジュールですが、広域連合と夕張市に分けて作業をすることになりますが、平成29年1月上旬、今月上旬に広域連合において誤って賦課した可能性がある被保険者の抽出を行います。市としては、所得情報を提供いたします。29年1月中旬から4月上旬にかけて、広域連合においては抽出した対象者の所得を把握した上で、軽減判定が誤っている場合は、軽減判定の修正及び保険料の修正賦課を行います。同時に、市においても並行して提供された計算ツールによる再計算及び軽減判定所得の入力を行います。主に、4月中旬から5月上旬にかけて保険料額の変更決定、こちらが広域連合で行います。市においては、対象となる方がいらっしゃった場合に、保険料額変更決定通知書と還付通知書、もしくは振込依頼書、または納付書を送付して、担当より徴収を行うというスケジュールとなっております。

こちら非常に限定的なもので、対象者は大体全国で2万人ぐらい、金額は6億円ぐらいに相当するというところで聞いておりますが、今、このスケジュールの中の1月上旬の抽出というのが終わりました、現在のところ追加徴収するという該当者は、夕張市にはいないということで聞いておりますが、また、還付に関しては2年以上、幾らでもわかる限りの還付を行うという考えでありますので、今後、もっと古い所得をどんどん入力していく分においては、もしかしたら還付が発生する可能性がないわけではない。それに関しても、あった場合もなかった場合も、今後の行政常任委員会で報告をしたいと思っております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

質問ということではないのですけれども、これは今説明されたように、夕張では該当者はほとんどいらっしゃらないのではないかということなので、安心しました。これから調べながらも出てくるかもしれないけれども、余りというか、いらっしゃらないのではないかという推測ですね、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

還付ある可能性があるという理解でよろしかったでしょうか。

(市民課長)

今回の調査は、こちらの表に書いているのが、とりあえず賦課遡及できるのが2年間ということで、まず、2年間に限定して調べておりました、これから保険料をください、多くなりますという方はまずいない模様だと。還付に関して、2年間分については、恐らくいないのではないかということで、概算ですけれども、そういう報告を出しております。

これから、還付に関してはわかる限りは、古い年度に遡及して調べたいと思っておりますので、まだ、その作業には着手していませんし、指示も来ていないのですけれども、順に調べていけば、いないとは言えないかもしれないということで考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 夕張市特定財産の売却について
- (1) 優先交渉権の選考結果について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(商工担当課長)

おはようございます。それでは、私のほうから、夕張市特定財産売却についてご説明をさせていただきます。

まず(1)としまして、優先交渉権者の選考結果についてということですが、12月6日に開催されました行政常任委員会で報告をさせていただいたとおり、夕張市特定財産の売却につきましては前回不調に終わったということから、時間がない中ではありますが、再考を行ったところであり、その結果について報告をさせていただきます。

資料1をごらんください。

1といたしまして、前回の行政常任委員会で告示した再公募に係るスケジュールということになっております。

次に、2の経過であります。募集の受け付けを12月6日から27日で行ったところ、興味をお持ちの企業から「秘密保持に関する確認書」の提出が6社からありましたが、最終的に応募があったのは4社でありました。この4社を対象として、本年1月10日に第8回の夕張市特定財産売却選考委員会を開催したところですが、4社のうち1社につきましては、金額が提示できないとの理由から、後日、辞退することとなりましたので、残る3社の中から1社を優先交渉権者として選考したところであり、

選考した1社につきましては、本社が東京都で、会社の事業内容につきましては、不動産売買、不動産管理、コンサルティング、それからリゾート開発を行っている企業というところであり、

次に、3の今後のスケジュールであります。①の市としての優先交渉権者の決定、仮契約締結、契約保証金の納入につきましては、今月中旬を予定しておりましたが、購入者が市有財産の購入と合わせて、夕張リゾート株式会社のM&A交渉を並行して行っていることもあり、企業側のほうとも考慮した上で今月下旬とし、現在、仮契約等にて事務的な作業を進めているところであり、

そこで②の市議会議決、本契約締結についても多少ずれ込む形となりますが、2月上旬とさせていただきたいと考えております。

③の売買代金の納入、引き継ぎ、④の物件引き渡しにつきましては、前回お示しさせていただいたスケジュールで変わりはありません。

なお、①のうち、契約保証金につきましては、先週19日に提案価格の約10パーセントが振り込まれましたので、ご報告をさせていただきます。

また、当該企業につきましては、地域に根差した形での運営を考えているということであり、現在、現地法人の立ち上げ作業を進めており、契約につきましては新しい現地法人との契約になると思っておりますので、お含みを願いま

す。

説明は以上であります。現段階では、優先交渉権者の選考が終了したところであり、仮契約に向けて準備を進めているところであります。市として優先交渉権者として決定し、仮契約が終了した時点でプレスリリースをさせていただきますと考えております。

夕張リゾート株式会社のM&Aにつきましては、市は、一切関与していないということもお含みを願いたいと思います。

それから、報告事項 1 点しかありませんけれども、追加資料として売却対象物件、こちらを提示をさせていただきます。

まず、1 ページから 5 ページまでが、マウントレースイスキー場にかかわる図面です。それから、6 ページから 8 ページまではホテルシュエパロ、9 ページから 11 ページにつきましては、ひまわりにかかわる図面となっております。図面につきましては、位置図、案内図、構図の順となっておりますので、ごらんをいただければと思います。

続いて、12 ページであります。今回、売却する土地に係る一覧表となっております。

また、13 ページにつきましては、家屋に係る一覧表となっておりますので、ごらんをいただければと思います。

なお、ここには記載をしておりますが、土地に附随する形で、リフト・ゴンドラ等の構築物も合わせて今回売却対象物件となっておりますので、お含みをお願いします。

説明は以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

まず、仮契約ということで安堵しているところですが、その部分で一度不成立になってまた再公募という部分の中で、そのときやはり一番夕張にとって大事にしたい部分の中に、現在、従業員として働かれています方々の部分があると思うのですけれども、経過経緯の中で、その部分はこれからもやっぱりいろいろな部分で夕張の雇用の部分から言うと、それは重要な部分だという部分での経過はたどっていると思いますけれども、今回そういう部分の仮契約に至るまでの部分で、そういうお話というのはやはり優先度という部分は、高い中でそういう部分が考えられたのかどうか、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

(商工担当課長)

小林委員のご質問にお答えさせていただきます。

仮契約の部分については、まだ、契約はしておりません。今後、1週間程度かかると思いますが、その中で進めていきたいと思っております。

それで、その選考の中で今お話された雇用の部分については、どの企業さんからもこの部分については現在のリゾート株式会社の方々を、そのまま雇用するというようなお話はいただいております。市といたしましても、そこが一番大事なところというぐあいに考えておまして、その部分につきましては、選考委員会のほうにも確認をさせていただいております。

今回、選考された企業につきましても、100パーセント雇用というように形で考えているということでもあります。また、合わせてスキー場も、そのまま継続をするというように話をいただいているところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

雇用はもちろん大事なことですし、価格のことも当然あると思うのですけれども、それ以外で特に決め手となったこととか、特徴的なものがありましたら、差し支えのない範囲で、ありましたらお願いしたいと思っております。

(商工担当課長)

熊谷委員の質問にお答えをさせていただきます。

市といたしましても、公募要項の中に記載をさせていただいておりますけれども、まず、スキー場の継続、それから雇用の確保というところはさせていただいております。その部分については皆さん、それなりのプレゼンテーションをしてきたというところになります。ただ、どうしても一番今回大きかったなと思うのは、やはり価格の部分でした。個人的には価格がちょっと幅をきかせたのかなとは思っております。

どこの企業さんも雇用の確保と、それからここを買った場合、今後の開発についても、基本的にはいろいろな考え方をもちながらお話をされていたところで、三者三様言うところにはありますけれども、そのような形とお話ある中で、今回選考1社させていただいたということになります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高間委員)

いわゆるまだで、仮契約をといるその段階なので、教えていただける範囲などかなとは思いますが、今回 1 社というのはどのような企業なのかということと、あと市が売却する建物、施設というのも結構年数がたっている施設だと思うのですが、これからお金もかかっている状況の中で、どのような修繕というか、そういう目標を持たれているのかなという、これ相手方のことなので答えられない部分があるかもしれませんが、今、わかっている範囲で教えていただければと思います。

(商工担当課長)

話せるところ、話せないところあるのは、ご理解をいただきたいと思いますが、まず今回、選考された企業さんにつきましては、今回この施設を買うに当たっての事業コンセプトというものが示されているところであります。まず、リゾート本来あるべき姿の追求というところで、自然・歴史・文化、セキュリティ、当該売却財産の活用、それから地域産業、企業との協調と共生と、それから適切で十分な投資によるメンテナンスビリティの観光と地域社会貢献、そういうことが上げられます。

また、事業の経営さらなる拡大というところで、いわゆるリゾート株式会社の M&A、それから現事業の継承、それから人的資源の 100 パーセントの継承、それから業務のシームレスな経営持続、それから当該企業及びビジネスネットワークを駆使したインバウンド集客の強化と、それから雇用創出、体感スポーツの誘導、それから夕張市全域にわたる大規模リゾート開発については、当該売却物件に限らず夕張全域を見据えた地域リゾート開発、それからちょっと大げさ話ということになるかもしれませんが、第 2 のニセコを創生凌駕するというようなお話もいただいているところであります。

今回、私ども売却する施設につきましては、年数が結構たっているというところで、今後、かかる費用も膨大な量になります。私どもの調査では、この先 25 年程度の間には、約 60 数億円の投資が必要になるというような試算も出ております。今回の企業さんにつきましては、そここのところは 100 億円程度は考えているというようなお話をされているところであります。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

今の課長の説明だと、夕張を第 2 のニセコという部分で、今まで夕張市の破綻をしてから、いろいろな夕張の財産というものの、当然、市税含めてだけ

れども、いろいろな部分が持ち合わせている中で財政難のことで、なかなかこういう部分は機能を十二分に出せるような形にはなっていない。また、夕張市の地域環境、私ども今の説明なければ、ちょっと理解できない部分もあるのだけれども、かなりの大きな金額もある程度考えているという部分で理解したのだけれども、そういう部分で夕張のこれからのリゾートであったり、それから再開発ということが、そういう部分もやっぱり見込める優先交渉権者であるという部分で理解してよろしいですか。

(商工担当課長)

詳しく今、質問にお答えしますが、そのような形で押さえてよろしいかと思えます。ただ、実際のところ具体的な開発の部分については、まだ、できていないというところであります。今後、今現在、施設を運営をまず順調にできるように、まず、そこからという話をいただいております。そこがうまく行きますと、その後、いろいろなことが考えられるかなというところであります。

博物館、現在、博物館改修中ですがけれども、その指定管理ですとか、例えば今、サッカーのできるグラウンドが4面ありますけれども、そういうようなところも利用しながらと、集客につなげるというようなこともお話しされておりました。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

そういう意味であれば、今後、例えばいろいろと夕張の団体・企業、それぞれのそういう部分も大きくかかわっていただけて、なおかつ経済効果と言ったらおかしいのですがけれども、夕張のいろいろな物販含めていろいろなものがそこにかかわれるのかどうか。ほかの他管内の部分ですがけれども、特にいろいろなものを持っていて、なかなかそういう施設が来られても経済効果として、見込めないのだという例もあるという部分聞いているのですけれども、そういうのは今後、そういう優先交渉権者という部分であれば、そういう部分も期待してよろしいのかどうか、その辺の見解がもしわかればお願いいたします。

(商工担当課長)

小林委員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の選考いたしました企業につきましては、夕張の市民、それから団体、そういうようなところも仲よく、しっかりやっていきたいというふうなことを申しておりました。ただ、民間企業ということもありますので、関係会社から例えば申し入れるということは、多少あるのかもしれませんが、

その部分に関しては、地域と一緒にやっていきたいというお話をいただいております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

それでは、私のほうからもちょっと簡単にさせていただきます。

まず、再公募の手續、大変お疲れさまでございました。それで、これまで昨年から、この夕張市の特定財産売却に係る今後のスケジュール等々お示しをいただいた中で、今般、間もなくといいましょうか、今後、仮契約の締結にというところまでようやくこぎ着けたということで、大変お疲れさまでございました。それでいわゆる本契約が、まだ成立していない状況ですので、これ確認ですが、先ほど課長のほうからも説明ありましたとおり、きょうのいわゆる常任委員会の中では、まだ、企業名であるとか提示された金額が幾らであるかということは公表できる段階ではない。それで仮契約が終わった段階でプレスリリースをとということだったので、そのときにはお示しをいただけるのかどうかということ。

(商工担当課長)

今の質問にお答えしますけれども、今現在、まだ仮契約まで至っていないというところで、企業名、それから金額につきましてはちょっと控えさせていただきます。

それから、先ほども申し上げましたが、今回、4社おられましたけれども、4社皆さんが夕張とのM&Aも考えているというようなこともありまして、並行して作業が進んでいるということもあり、そういうこともありまして名前、金額が出てしまいますと、その部分でちょっと影響があるのかなということもありまして、今回、控えさせていただきます。

ただ、仮契約に至ったときには、そのところは企業、それから金額についても公表させていただきますし、先ほども申し上げましたが、プレスリリースをあわせてさせていただきます。そのときには企業さんからも、夕張でこういうことをやりたいのだというようなものを合わせて発表させていただきます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

ありがとうございます。それでは金額にかかわることでもう一つなので、けれども、今回、交渉事ということでございましたので、例えば公募の中で

も特に最低落札価格になるとかというものについての記載がたしかなかったかのように記憶をしているのですが、そのあたりの考え方について、あるいは今回どのように取り扱いされたのかということについてはいかがでしょうか。

(商工担当課長)

最低落札額について、それをちょっとお話をさせていただきたいと思えます。今回の特定財産売却に当たりまして、最低落札額を設定するかしないかにつきましては、市内部でも検討を重ねたところであります。

前回の募集につきましては、最低落札額これを設定することによって、その金額にどうしても近寄ってしまうのではないかとというようなこともありまして、利益の最大化という観点から設定はせず選考を行いました。ただ、結果的に不調ということになりまして、再公募においては時間のない中での募集というところもあったものですから、最低落札額を設定することによって、応募者が減少するというようなことを考え合わせた上で、マイナス要因が大きいという判断から、本来の設定としてせずに募集を行ったというところがあります。

市有財産売却に係る利益の最大化という面も確かに大事でありますけれども、今回の市有財産売却によりスキー場の継続、それから雇用の継続、この部分が確保されるということが大事であって、固定資産税・都市計画税これについても当初 3 年間は免除される部分もあるとはいえ、ある程度歳入が見込めると。それから、4 年後以降につきましては、通常の固定資産税・都市計画が見込めるというようなことから、この金額が多少低くても売却できれば、市にとってはプラスに働くというような判断から、最低落札額につきましては設定をしなかったというところがあります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

わかりました。

これで最後ですが、先ほど選考委員会の中で、3 社の中から 1 社を優先交渉権者と選考したというところのその理由についてのご説明をいただいたところなのですが、今後、契約、仮契約が締結をされてプレスリリースをすることになりますと、今回、市有財産の売却ということもありますので、そういう意味では、今、指定管理者が管理運営を行っていただいておりますが、平たく言うと、市民の財産の行方がどうなっていくのかということにもなると思うのですけれども、その段階で例えばいわゆる今回の 4 施設の評価額といいまじょうか、市としては、当面、この財産の価値というのはこのぐ

らいと評価したものを持って選考委員会に臨んだというような、その金額的なところというのもプレスリリースの段でお示しをいただけるのかどうかということなのですが。

(商工担当課長)

議長の質問にお答えをさせていただきます。

プレスリリースというのも市の財産の価格、評価額、大体どの程度かというのは、今、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回で売却に係る対象物件の不動産価格につきましては、仲介業者の三井不動産リアリティさんが査定を行って、その金額は報告をいただいております。全体で約 6 億 720 万円というところでありました。ただ、スキー場に附随する無名橋の老朽化やひまわりの耐震基準を満たしていないというようなこと、これらと市場性考慮しておりませんということです。それらを考えますと、ひまわりの耐震改修には約 3 億 500 万円程度かかるというような市の試算結果も出ておりますので、それらを勘案した場合は、実際の不動産価格的には約 3 億円程度というようなことで、私どもは押さえておりました。

また、先ほども申し上げましたが、対象施設については建設から、ホテルマウントレースについては 27 年、それからシューパロについては 28 年、ひまわりについては 44 年が経過しているというようなことから、これ私どものほうで調査した結果ですけれども、今後、25 年でメンテナンス約 62 億円程度かかるだろうというような試算があります。

今回の応募者からもからも購入価格については、各会社から提示された金額が限度であるというようなお話があったところでありましてけれども、金額的には高い金額というのは出てこなかったというのが実際のところですよ。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

わかりました。すみません。先ほど最後の確認と言ったのですけれども、ひとつ、これで最後ですが、そうしますと、今後のスケジュールのところ、先ほどからご説明いただきましたとおり、市のほうには契約保証金も既に納入をされているという状況にまで至っているということなのですが、あわせて同社については夕張リゾートとの M&A の交渉も今現在進めておられるということですから、まず、その結果を待たなければならないような状況にあると思うのですけれども、市として 1 回目の公募が不調に終わって、2 回目再公募をし、それで物件引き渡しを 4 月 1 日ということからすると、これ以上の日程も先送りというか、現実的に厳しいと思うのですが、そういったところも踏まえての M&A そのものには、市が関与していないという先ほどの説

明ですが、今後のスケジュールの取り扱いについての何というのでしょうか、情報共有といいましょうか、それは夕張リゾートさんのほうとはきちっとできるかどうかについてはいかがでしょうか。

(商工担当課長)

議長の質問にお答えいたします。

基本的に市は市有財産の関係ということで、民間企業であるリゾートのM & Aに関しては一切関与はしていないというところは、先ほど申し上げたとおりです。ただ、建物が市、それから中に入っている企業さん民間ということもあって、それを今回、所有をするような形になりましたので、その部分に関しては夕張リゾートとお互いに情報共有しながら進めているというところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

以上で、本日予定しました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟